

090313 一般質問 答弁

1 岐阜県の今後の財政状況について

(1) 今後の見直しについて

○ 知事答弁

議員からは「打ち出の小槌」のようなものはないのかということで、県財政の今後につきましてお尋ねがございました。もちろんあるはずのない「打ち出の小槌」を持ち出さざるを得ないほどに財政危機が深刻である、ということを議員におかれても十分にご理解をいただいたものというふうに拝聴した次第でございます。

今回の行財政改革指針（案）ということで、議会にお示ししておりますけれども、正に県財政の現状と見直しを明らかにするとともに、これを克服するための方針について可能な限りお示しをするものでございます。

ここにお示した財政の危機を乗り越えていくのは容易なことではございませんが、あらゆる角度から現在の財政構造を見直すこと、すなわち行財政改革に真正面から「挑戦」を進めていくより他ないものと考えております。

同時にこういう時だからこそ、一昨年のお答弁でも申し上げましたけれども、カネを使わなければ未来づくりはできないという発想も乗り越えていかなければならない。これもまた、ひとつの「挑戦」であるというふうに考えております。

また、踏み込んだ改革を行っていくに際しましては、おそらく県民の多くの皆様にとってもご不満を感じられるようなことが、少なからず出てくるのではないかと思うわけでございます。そういった中で、是非とも多くの県民の皆様のご理解とご協力をいただくことが不可欠でありまして、こういった意味でも県民総力戦でこの危機に立ち向かっていきたいと、こんなふうに思っておる次第でございます。

(2) 地方財政に対する国への主張について

○ 知事答弁

次に、地方財政に対する国への主張ということでお尋ねがございました。

ご指摘にもありますように、地方が活力を取り戻すことが日本全体の活力を押し上げることにもつながる。そのためにも、地方財源の充実が不可欠でございます。

ご指摘のとおり、今やほとんどの地方自治体では厳しい財政運営を強いられております。このため、これまでも国に対してこのような状況を率直に申し上げるとともに、地方交付税の復元・増額、あるいは地方消費税の充実などによる税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築といったことを強く主張してきたところでございます。

国では、このところいろいろな地域活性化のための補助金を次々と出されてきておるわけですが、私としては、こうした地方財政の危機的状況を見ますと、本当の意味

で地方税財源が充実し、負担軽減が図られるような骨太な政策に本腰を入れていただきたいというふうに考えておるところでございます。

実際にはそれどころか、最近の国の補助制度の中には、補助要綱に沿った補助金が支給されないものがあったり、あるいは本来国が負担すべきものを県に転嫁しているものがあったりしておるわけございまして、かえって県の財政に大きな支障となっているというものもあるわけでございます。また、県に情報が入らないままに、国から直接団体や企業に交付される、いわば「自治体飛ばし」的な国庫補助金も増加してきておるところでございます。

そもそも地方分権の観点からいえば、国と地方は役割分担を明確にしたうえで、国の責任で行う事業であれば国が財源も含めて自ら実施すると。地方の責任で行う事業であれば、財源をしっかりと地方へ移譲したうえで、地方が独自の判断で実施するということが本筋でございます。

そういった考え方に立ちますと、現在話題となっております直轄事業負担金制度につきましても廃止すべきでありますし、とりわけ維持管理に係る直轄事業負担金は速やかに廃止すべきだというふうに考えております。これらにつきましては、来週16日に開催されます、第一回の全国知事会「直轄事業負担金問題プロジェクトチーム」の会合においても大いに議論をしまいたいと考えております。

以上、申し上げました様々な課題につきましては、これまでも機会あるごとに、私からも麻生総理や関係大臣等にも申し上げているところでございます。また、昨年には自民党政調の財政改革研究会の場にもお招きいただきましたが、その際にも自民党の幹部の方々に強く申し上げたところでございます。

また、今、新聞等で報道されておりますが、来週、麻生総理、与謝野財務大臣のもとで10のテーマについて次々と有識者を集めて、緊急経済対策のあり方の議論が行なわれることになっております。20日には、「地方経済」というテーマの会が行なわれるわけでございますが、私も10人の有識者の一人として参加するよう求められておるところでございます。改めて、地方の実情を丁寧に申し上げ、率直に私どもの考えを主張してまいりたいと考えているところでございます。

(3) 全国知事会「地方財政の展望と地方消費税特別委員会」の活動状況について

○ 知事答弁

次に、全国知事会の「地方財政の展望と地方消費税特別委員会」の活動状況についてお尋ねがございました。

この委員会は、一昨年の12月に設置されておまして、正に地方財政の課題、とりわけ地方消費税の充実といったことについて議論してきたわけでございますが、昨年7月に報告書をまとめております。その結論部分を簡単に申し上げますと、「社会保障関係経費など

の増大により財源不足額が拡大する一方で、地方全体の基金残高は年々減少し平成 23 年度には枯渇し、地方団体の財政運営は完全に破綻する」というふうに言っております。さらに、「三位一体改革により一般財源総額は大幅に減少するなか、地方は国を上回る不断の行革努力を実施している」が、「住民サービスの水準を大幅に見直したとしても巨額な財源不足は埋まらない」というふうに分析しております。そして、「持続可能な行政サービスを提供していくには、地方公共団体の基幹税として、地方消費税を充実すべき」であるというふうにまとめているところでございます。

この内容が、昨年 7 月開催されました全国知事会での「地方財政の展望を踏まえた地方消費税の充実に関する提言」という形で反映された次第でございます。

この成果もありまして、政府においても昨年 12 月に閣議決定をしております、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」というものを決定しておりますが、その中でも地方税制について「地方消費税の充実を検討する」ということが明らかにされております。さらには、平成 21 年度の国の地方財政対策として講じられました「地方交付税の別枠での 1 兆円の増額」など、一連の地方への一定の配慮にもつながったものというふうに考えております。

この委員会につきましては、来年度も引き続き活動を続けることとなっておりますので、本県としても積極的に参加をし、地方税財源の充実に向けて主張を行ってまいりたいと思っております。

2 岐阜県の新エネルギー対策と省エネ、環境対策について

(1) 新エネルギービジョンの目標達成に向けた取り組みについて

県の新エネルギービジョンの目標年度（平成 22 年度）の目標達成のため、今後どのように取り組むか

答弁 産業労働観光部長

岐阜県のエネルギー対策につきまして 3 点お尋ねがございました。

まず、新エネルギービジョンの目標達成に向けた取組みについてお答えをいたします。

県の新エネルギービジョンでは、新エネルギー全体の導入目標値を平成 22 年度時点で原油換算で 154,911kl と設定をいたしました。平成 19 年度末現在で 69.1%の達成率となっております。

国においては、平成 20 年度の第一次補正予算で住宅用太陽光発電の導入補助金が復活をし、本県では、岐阜県産業経済振興センターを窓口として 1 月 13 日から受付を開始しており、受付件数は 301 件となっております。これは、平成 19 年度の設置件数のほぼ倍のペースとなっております。

県においても、事業者用の小規模な新エネルギー設備導入に対する補助制度の創設やグリーン電力証書を活用した太陽光発電の導入促進の仕組みづくりなどを進めてまいります。

また、県民や事業者への普及啓発や PR についても、市町村や NPO 法人との連携によるシンポジウムやセミナーの開催などを実施してまいります。

県といたしましては、こうした取り組みを積極的に進め、新エネルギービジョンの目標達成に努めてまいります。

(2) 県立学校への新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金の活用について

答弁 教育長

県立学校への新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金の活用についてお答えいたします。

教育委員会といたしましても、省エネ、環境対策の重要性は認識しており、新エネルギーとしての太陽光発電設備を、平成 8 年度に中津川工業高校で産業教育の一環として整備したのを始め、校舎増改築時に併せこれまで関特別支援学校などの県立学校 15 校に整備し、街路灯や室内灯の補助電力として活用しております。

現在、地方自治体等の設備導入に最大 2 分の 1 以内の範囲で補助を行う、資源エネルギー庁の新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金が、国会において審議されております。

議員ご提案のこの補助金を始め、活用しうる制度の内容を精査し、今後も県立学校校舎増改築時において、太陽光発電の導入を検討してまいります。

(3) グリーン電力証書を活用した取組みについて

グリーン電力証書の制度について、新年度の本県での取組みはどのように考えているのか。

答弁 産業労働観光部長

次に、グリーン電力証書を活用した取組みについてお答えいたします。

グリーン電力証書を活用した取組みにつきましては、今年度は県内市町村を対象としたセミナーや専門家を交えた意見交換会を通じ、普及啓発を行っており、議員がご紹介されましたとおり、大垣市が 21 年度から事業を実施する予定と伺っております。

県といたしましては、来年度から、新エネルギーの導入促進のため、県内の企業、NPO 団体、市町村などの関係機関で構成する協議会を設置する予定であり、この協議会におきまして、グリーン電力証書の利活用を含めた、県民の太陽光発電の導入を支援する仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、こうした取組みを通じまして、新エネルギービジョンの目標達成にもつなげてま

います。

(4) 燃料電池、水素エネルギーのこれまでの取組みと今後の対応について

本県の燃料電池、水素エネルギーについて、これまでの取組みと今後の対応はどのようなになっているのか。

答弁 産業労働観光部長

最後に、燃料電池、水素エネルギーのこれまでの取組みと今後の対応についてお答えをいたします。

燃料電池に関する本県のこれまでの取組みといたしましては、平成 16 年度の中津川市駅前での実証実験以降、平成 18 年度に県内中小企業者の燃料電池周辺機器製造への参入を促進するため、5 回に及ぶセミナーや大手システムメーカーとのビジネスマッチングを行いました。また、平成 19 年度からは、中部経済産業局、愛知県及び三重県と連携をいたしまして、水素エネルギーシンポジウムを毎年開催し、実用化に向けた技術開発の現状と課題、導入のあり方について議論をしております。

今後は、国において家庭用燃料電池の購入に対する補助制度が 21 年度より創設される予定であることから、こうした制度を活用しながら、企業と共同して燃料電池を集中的に導入するモデル事業などについて検討してまいりたいと思います。

(5) エコドライブについて

答弁 環境生活部長

岐阜県の新エネルギー対策と省エネ、環境対策のご質問のうち、エコドライブについてお答えします。

県では、これまでエコドライブの普及を推進するため、平成 13 年から「アイドリング・ストップぎふクラブ」への参加を募集しており、現在 1 万 8 千台余りの登録をいただいております。

この政策をさらに推進するため、今議会において提案しております「岐阜県地球温暖化防止基本条例」案では、自動車を使用する方々に・適正な整備・運転やアイドリング・ストップなどを行っていただくとともに、事業者には、「自動車通勤環境配慮計画書」の作成をお願いすることとしています。

県自らも、条例対象事業者として、この計画を策定し、県職員一丸となってエコドライブへの取組みを含む自動車対策を推進していきます。

なお、来年度、県民の皆様を対象に、県内数ヶ所において、県主催によりまずエコドライブ講習を開催し、普及啓発を図ってまいります。